

水道水の管理について

水道法では、市町村などの水道事業者が水質の責任を負う範囲を、水道事業者が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する蛇口から出る水までとしています。

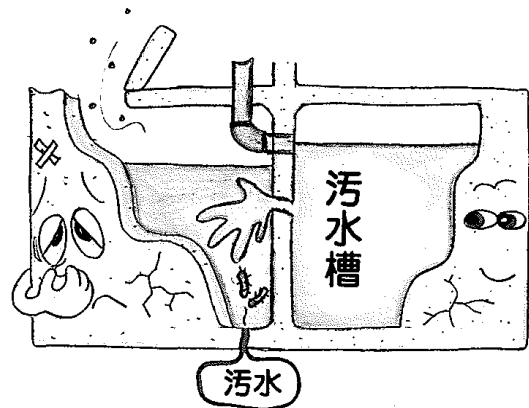
したがって、「直結式給水」では蛇口から出る水について、「受水槽式給水」では受水槽に入る水について水質の保障がされますが、一度受水槽に入った水については、自家用の容器に汲み入れたものと同じであり、受水槽以降の給水施設及びこれによって供給される水については、施設の設置者が責任をもって管理しなければなりません。

水槽は汚れやすい

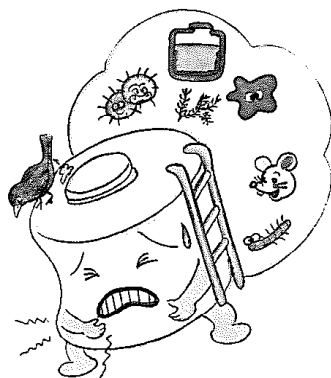
水道管と違って、受水槽や高置水槽は密閉された構造ではなく、オーバーフロー管、通気管、点検口などが常に外気と触れています。このため、点検口のフタがなくなっていたり、オーバーフロー管の先端に取り付けられている防虫網が破損していたりした場合、鳥のフンや虫などの思わぬものが水槽内に入り込み、水槽は汚れてしまいます。

また、地下に埋められている受水槽（コンクリート製）では、水槽の壁に亀裂が入った場合、地中の細菌や汚水などにより、水槽の水が汚染され、不衛生な飲み水となります。

受水槽の汚染



高置水槽の汚染



給水管は血管と同じ

給水管は、人の血管と同じように、長年使用しているうちに、鉄錆などが付着して、水の流れが悪くなったり、錆びて穴が開いたりすることもあります。

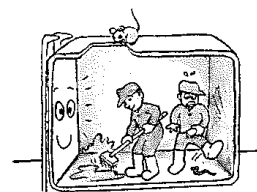
貯水槽水道は適切な管理を

受水槽、高置水槽は、1年に1回以上清掃をしてください。水槽の清掃は、専門の業者（建築物飲料水貯水槽清掃業者などがあります。）へ依頼して実施してください。また、水槽の周囲等を点検し、異常のないことを確認してください。

また、毎日、蛇口の水を透明なガラスのコップに入れ、色や濁りなどに異常がないか、さらに、週に1回以上（1日1回以上実施することが望ましい。）残留塩素測定器を用いて、遊離残留塩素が0.1 mg/L以上あることを確認してください。

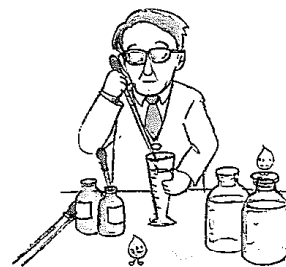
水槽の清掃

水槽の清掃を1年に1回以上定期的に行って、いつも清潔な状態を保つようにしましょう。



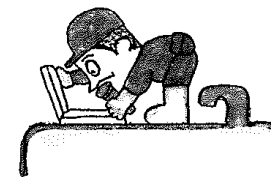
水質の管理

水の色や臭い、味などに注意して、異常があれば必要な水質検査をしましょう。



施設の点検と改善

水槽の状態やマンホールの施設など、施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善しましょう。



給水の停止

給水している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や保健所、水道事業者などの関係者に知らせてください。



水道事業者からの助言について

水の供給者である水道事業者が、貯水槽水道の設置者に対して、供給規程に基づき、貯水槽水道の適正管理の確保のための「助言・勧告」を行うことがあります。